

事務連絡
平成27年5月7日

一般社団法人 全国建設業協会 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

単価合意書に係る印紙税の対応について（情報提供）

標記について、下記の通り事務連絡がそれぞれ発出されておりますので、情報提供いたします。別添をご参照下さい。

なお、国土交通省と平成22年度以降の発注工事（総価契約単価合意方式対象工事）において契約を締結した皆様に対しては、平成27年5月1日以降、順次、各地方整備局等より、個別の受注リストと合わせて直接ご案内をお送りしております。

記

① 単価合意書に係る印紙税の対応について

（平成27年3月27日大臣官房地方課課長補佐等より各地方整備局総務部契約課長等あて事務連絡）

② 単価合意書に係る印紙税の対応について（その2）

（平成27年5月1日大臣官房地方課課長補佐等より各地方整備局総務部契約課長等あて事務連絡）

以上

事務連絡
平成27年3月27日

各地方整備局 総務部契約課長 殿
企画部技術管理課長 殿
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐 殿

大臣官房 地方課 課長補佐
大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官
北海道局 予算課 課長補佐

単価合意書に係る印紙税の対応について

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成23年9月14日付け国地契第30号、国官技第183号、国北予第20号）に基づき、総価契約単価合意方式を実施しているところであるが、当該方式を実施する際、発注者及び受注者で請負契約書と別に締結する単価合意書について、受注者が作成した文書には印紙を貼付する必要がある旨、先般、国税庁より指摘を受けたところである。

については、国税庁とも相談のうえ、本件に係る対応を下記のとおり取り扱うこととしたので、遗漏のないよう措置されたい。

なお、本件に関する印紙税の取扱いは別添のとおりであり、追って国税庁のホームページにも掲載される予定である。

記

1. 今後総価契約単価合意方式で契約を締結する工事

本官工事については地方整備局契約課、分任官工事については事務所経理課（経理課が置かれていない事務所にあっては総務課）において、受注者から単価合意書が提出された際、印紙の貼付（1通につき200円）を確認するものとする。なお、印紙が未貼付の場合は、受注者に対し、速やかに貼付するよう求めるものとする。

2. これまでに総価契約単価合意方式で契約を締結した工事

これまでに総価契約単価合意方式で契約を締結した工事の対応については、追って通知する。

事務連絡
平成27年5月1日

各地方整備局 総務部契約課長
企画部技術管理課長
北海道開発局
事業振興部 工事管理課長補佐

大臣官房 地方課 課長補佐
大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官
北海道局 予算課 課長補佐

単価合意書に係る印紙税の対応について（その2）

総価契約単価合意方式において締結する単価合意書に係る印紙税の対応については、平成27年3月27日付け事務連絡により、今後契約を締結する工事に関する対応を通知したところであるが、これまでに契約を締結した工事に関する対応については、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないよう措置されたい。

記

これまでに契約を締結した工事についても、印紙を貼付していない単価合意書については、受注者は印紙税を納付していない旨の申出を行い（印紙税不納付事実申出書の提出）、過怠税（1通につき220円）の納付が必要となるため、本省等より別紙を受注者に郵送し、速やかに周知を図るものとする。

また、受注者からの問合せについては、本省及び各地方整備局等において対応する。

本件に関する問合せ先

(※お問合せの際は、会社名と「単価合意書の印紙税に係る問合せ」
の旨をお伝えください。)

機 関	電話番号
大臣官房地方課 公共工事契約指導室	03-5253-8111 (内線 21953, 21954, 21963)
東北地方整備局契約課	022-225-2171 (内線 2514, 2526)
関東地方整備局契約課	048-601-3151 (内線 2521, 2522)
北陸地方整備局契約課	025-280-8880 (内線 2512, 2526)
中部地方整備局契約課	052-953-8138 (内線 2512, 2521)
近畿地方整備局契約課	06-6942-1141 (内線 2512, 2521)
中国地方整備局契約課	082-221-9231 (内線 2512, 2526)
四国地方整備局契約課	087-851-8061 (内線 2513)
九州地方整備局契約課	092-471-6331 (内線 2526, 2514)